

事務連絡  
令和8年5月1日

各都道府県消防防災主管課  
各消防本部  
非常備町村消防防災主管課 } 御中

消防庁予防課

「木造立体迷路に関する安全基準ガイドライン」の周知について  
(情報提供)

令和3年10月、兵庫県内の遊園地において、木造立体迷路の床が抜け、利用者7名が転落する事故が発生したことを受け、経済産業省において別添のとおり「木造立体迷路に関する安全基準ガイドライン」が作成され、国内の木造立体迷路の設置事業者に対して周知が行われています。

本ガイドラインにおいて事業者に望まれる取組の一環として、火災対策について最寄りの消防署に相談することが重要である旨が示されていることから、本ガイドラインについて、事業者から相談があった場合には、適切に対応いただきますようお願いいたします。